

令和6年度

福島町議会

定例会12月会議

令和6年12月17日(火)

議会提出議案

福島町議会

令和6年度福島町議会定例会12月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委8	福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	3
発意9	議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	10

福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 福島町議会個人情報保護条例(令和5年福島町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章までと第6章において「職員」という。)が職務上作成、取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、福島町情報公開条例(平成12年福島町条例第1号。 以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。	4 「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章までと第6章において「職員」という。)が職務上作成、取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、福島町情報公開条例(平成12年福島町条例第1号_____)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
5～9 (略)	5～9 (略)
10 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号利用法」という。) 第2条第8項 に規定する特	10 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 第12条第5項において「番号利用法」という。) 第2条第

定個人情報という。

11～13 (略)

(利用・提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報については、第2項第2号から第4号まで、**第29条**の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	(略)	(略)
第38条 第1項第 1号	第12条第1項、 第2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5項の 規定により読 み替えて適用 する同条第1 項、第2項(第 1号に係る部分 に限る。)の規 定に違反して 利用されてい るとき、番号利 用法第20条の 規定に違反し て収集される か、保管されて いるとき、番号 利用法第29条 の規定に違反 して作成され た特定個人情報 ファイル(番号

9項に規定する特定個人情報という。

11～13 (略)

(利用・提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報については、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	(略)	(略)
第38条 第1項第 1号	第12条第1項、 第2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5項の 規定により読 み替えて適用 する同条第1 項、第2項(第 1号に係る部分 に限る。)の規 定に違反して 利用されてい るとき、番号利 用法第20条の 規定に違反し て収集される か、保管されて いるとき、番号 利用法第29条 の規定に違反 して作成され た特定個人情報 ファイル(番号

		利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
第38条 第1項第 2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成・公表)
第17条 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項、その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員、議員であつた者、職員、職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与、報酬、福利厚生に関する事項**その他**これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員採用試験の個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、議長に対し、**議会の保有する**自己を本人とする保有個人

		利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
第38条 第1項第 2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成・公表)
第17条 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項、その他議長が定める事項を記載した帳簿(**第3項において**「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員、議員であつた者、職員、職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与、報酬、福利厚生に関する事項、これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員採用試験の個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情

情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者、成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人(以下**この章において**「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下**この章、第48条において**「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するとき、第24条第1項の決定(以下**この章において**「開示決定」という。)に先立ち、第三者に対し、開示請求の第三者の情報内容、その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

- 3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

(1)・(2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下**この章、第48条において**「訂正請求」という。)をすることができる。

- 3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

- 2 (略)

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求

情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者、成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人(以下_____「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下_____「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するとき、第24条第1項の決定(以下_____「開示決定」という。)に先立ち、第三者に対し、開示請求の第三者の情報内容、その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

- 3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

(1)・(2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。

- 3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

- 2 (略)。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求

をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、議長に対し、各号に定める措置を請求することができる。ただし、保有個人情報の利用停止、消去、提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定に特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下この章、第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求、利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がしれじれ容易かつ的確に開

をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、議長に対し、各号に定める措置を請求することができる。ただし、保有個人情報の利用停止、消去、提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定に特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき、利用停止請求をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求、利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開

示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定**に資する情報の提供**その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第2条 福島町議会個人情報保護条例(令和5年福島町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、業務について知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、業務について知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

第1条 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の225.0、12月に支給する場合において100分の 225.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の225.0、12月に支給する場合において100分の 235.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

第2条 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の 225.0 、12月に支給する場合において100分の 235.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の 230.0 、12月に支給する場合において100分の 230.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ

て次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

て次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。